

議案第103号

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月1日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号カードの再交付手数料を定めるため。

石岡市手数料条例の一部を改正する条例

石岡市手数料条例（平成17年石岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1件	500
---	----	-----

を

」

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1件	500
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1件	800

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。